

放送における聴覚障害者の情報環境 ——独立メディア「目で聴くテレビ」を中心に——

加藤 一志*
津田 正夫**

聴覚障害者の情報環境の欠落が社会的に意識されたのは、ごく最近のことにすぎない。ここ数年は、1997年の放送法の改正などを背景として、地上波を利用する一般放送事業者による字幕放送は急速に拡充している。しかし、手話放送については停滞状況にあることなど、残されている課題は多い。こうした中で1998年には、聴覚障害者団体など複数の組織で構成されたNPOを放送主体とする、CS（通信衛星）放送を用いた聴覚障害者の独立メディア「目で聴くテレビ」が誕生した。それは、阪神淡路大震災を主要な契機としている。命に関わる震災時における情報危機によって、聴覚障害者自身による情報環境の形成の必要性が、強く認識されたのである。こうして開始された「目で聴くテレビ」の役割・特性は、大きく2つに分けて捉えることができる。第1に、字幕と手話の併用や緊急災害時における情報発信にみられる、一般放送事業者が担うべきユニバーサル・サービスの不備への補完性である。第2に、手話表現に象徴される独自の表現形式にみられる、主流をなすテレビ放送の表現形式とその背景として文化への対抗性である。さらにこれらは、「放送の公共性」への問い直しを迫るものであると考えられる。

キーワード：聴覚障害者、「目で聴くテレビ」、字幕放送、手話放送、ユニバーサル・サービス、
もう一つの表現形式、公共圏

目次

はじめに

1. 一般放送事業者による字幕・手話放送の現状

(1) 字幕放送の拡充

(2) 手話放送の停滞

2. 聴覚障害者向け専門放送「目で聴くテレビ」

(1) 特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構 と「目で聴くテレビ」の誕生

(2) 放送状況と番組内容

(3) 放送の継続・発展に向けての課題

3. 「目で聴くテレビ」における補完性と対抗性

(1) ユニバーサル・サービスの補完性

(2) 表現形式の対抗性

おわりに

はじめに

市民社会の成立に不可欠である「開かれた言論・表現の公共圏」が、日本で成立しているとは必ずしもいえないが、社会基盤を整備する国策として、「高度情報化政策」「IT化政策」などがドラスティックに進められてきた。特に、最近の社会システム全般のコンピュータ化、通

* 立命館大学大学院社会学研究科博士前期課程

** 立命館大学産業社会学部教授

信衛星・放送衛星・地上波のデジタル化と大規模な通信・電波の再編にあたって、将来的に採算が見込まれる分野には、大資本がこぞって参入しつつある。

総務省の情報通信の基本政策は、従来、一貫してテクノロジーの開発とその関連分野や産業を開発・育成してきたのは周知のとおりである。現在の諸政策も「IT政策」と略称されていることに現れているように、知識技術と経済をめぐる権益を開発・調整・分配する政策であるといえる。諸外国では情報通信の基本は「ICT政策」として、政策の中核に、社会を構成するさまざまな成員や世代のコミュニケーション関連政策が置かれている場合が多いが、日本ではそうした理念や計画、予算や資源の配備はみられない。市民・生活者は一般的に政策立案から排除されてきたが、なかでも、さまざまな障害者、高齢者、子ども、女性、在日外国人、地域住民など社会的な少数者・弱者（マイノリティ）は、常にこうした基本政策から無視・軽視され、市民社会の基礎となる「言論・表現の公共圏」の成員として認められてこなかったといってもいい。

政策立案過程への参画はおろか、官庁・企業などが所有する市民自身の自己情報へのアクセスもままならなかった。一般的にマイノリティは、（１）既存の情報にアクセスする手段がない、（２）アクセスすべきマイノリティ向け情報が準備・蓄積されていない、（３）自己表現・要求を発信する方法や手段がない、という３重のギャップを強いられてきたのである。

もちろん多くのマイノリティにとっては、そのようなギャップは意識さえされることのない“当然”の状態として、情報の受発信、コミュニケーションの社会的制約をあきらめてきた側

面や、テレビや新聞に代表される主流メディアの側にそうした自覚がなかった点も、マイノリティをはじめとする市民・生活者が参加するコミュニケーション政策の具体化、万人に開かれた言論・表現の公共圏の形成を遅らせてきた原因の一つではあろう。いずれにせよ日本のマイノリティの情報環境はきわめて貧しい。

例えば『平成15年度版 障害者白書』によれば、日本の聴覚障害者数は約35万人である。さらに、高齢難聴者など、障害者手帳を持たない難聴者は約600万人にのぼると推定されている¹⁾。近年、文字放送や一般テレビ放送での字幕付与が始まってきたとはいえ、聴覚障害者自身の情報の受発信環境の基本的欠落が社会的に意識されたのは、ごく最近のことにすぎない。象徴的に言えば、1995年の阪神淡路大震災による情報危機を契機としてであった。

日本の放送制度において、障害者に対するサービスという観点が基本的に存在していなかったために、阪神淡路大震災後「視聴覚障害者向け専門放送システムに関する調査研究会」が同名「報告書」（1996年4月）を出すまで、視聴覚障害者の視聴実態、放送への基本的ニーズは誰もつかんでいなかった。

この「報告書」が出された翌年の1997年には、放送法の改正などが実施され、この年を境に字幕放送の状況は急速な拡充へ向かい、放送における聴覚障害者の情報環境は大きな変化をみせ始めた。さらに1998年には、聴覚障害者団体など複数の組織で構成されたNPOを主体とする、CS（通信衛星）を用いた聴覚障害者向け専門放送「目で聴くテレビ」が開始された。これは、聴覚障害者自身による、メディアの全国ネットワークや大資本に属さない独立メディアを用いた情報発信であり、上記のマイノリテ

ィとメディアをめぐる3重のギャップを覆す可能性を持った試みであると考えられる。

本稿では、この「目で聴くテレビ」を中心に、放送における聴覚障害者の情報環境について考察する。NHKおよび民放キー5局を中心とした地上波を利用する一般放送事業者による字幕放送・手話放送の現状に、「目で聴くテレビ」を照らし合わせることによって、その役割・特性を明らかにしたい。またそれは、高齢化社会・多文化社会における「放送の公共性」とは何か、という問いへ接続するものでもある。

1. 一般放送事業者による字幕・手話放送の現状

（1）字幕放送の拡充

字幕放送とは、テレビ番組における台詞やナレーションなどの音声を文字によって表現し、それを文字放送に用いられる走査線の一部を使ってテレビ画面に表示する放送である。また、聴覚障害者向けの字幕放送は、専用の文字放送受信機によってテレビ画面に表示するクローズド・キャプションであり、外国映画の日本語字幕など、一般の受信機で表示することができる字幕（オープン・キャプション）とは異なるものである。

日本における字幕放送は、NHKが1983年から連続テレビ小説「おしん」に字幕を付与した試験放送を実施し、その2年後にNHKおよび日本テレビによって本放送が開始された。120以上の一般放送事業者の中で、字幕放送の実施社数は、1996年までは15社にも満たない状況が続いたが、1997年には73社まで増加している。ここで実施社数が急増した背景には、行政による放送事業者への働きかけがあった。

第1に放送法等の改正である。1997年の法

改正によって、「テレビジョン放送の定義を改め、テレビジョン放送事業者は、テレビジョン文字多重放送を行う放送局の免許なしでも字幕放送、解説放送等テレビジョン放送を補完する放送を行えることとされた」²⁾。また、これにともない放送事業者に対して字幕番組、解説番組をできる限り多く設けるようにしなければならないとする努力義務規定³⁾が課せられている。

第2に、旧郵政省による「字幕放送の普及目標」の策定である。ここで対象とされているのは、午前7時から午後12時までの新たに放送する字幕付与可能な全ての放送番組⁴⁾である。NHKと地上民放、放送衛星による放送（NHKの放送を除く）については、2007年までに対象の番組全てに字幕付与することが目標とされている。ただし、NHK教育放送については、聴覚障害者等のニーズの実態を踏まえ、できる限り多く字幕を付与する、独立U局については目標年次を弾力的に捉えることとする、としている。また、2001年には目標達成の推進のために放送事業者が作成した「字幕拡充計画」（表1-1）が総務省に提出された。NHKは2006年までに100%の割合で、民放キー5局は2007年までにそれぞれ80～90%程度の割合で付与可能な放送番組に字幕を付与としている。

第3に、助成制度の充実である。すでに1993年5月に制定された「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」により、衛星放送受信対策基金の運用益の一部による字幕番組・解説番組等⁵⁾の制作費に対する助成が開始されていた。これに加え1997年度からは、一般会計から補助金が交付されることとなった⁶⁾。助成金は総務省の認可法人である通信・放送機構

を通じて交付されている。2001年度の助成金額の総額は約4億5千万円であったが、このうち、字幕番組制作に対する助成金額は約3億6千万円である⁷⁾（表1-2）。

こうした行政の動きを背景に、放送事業者は字幕放送の拡充を進め、2002年には民放の字幕放送実施社数は127社中115社に達し⁸⁾、そ

の放送時間も大幅な増加傾向にある（表1-3）。総務省の調査⁹⁾によれば、2002年度の字幕番組の放送時間は、NHK（総合）が2,375時間20分で、前年度の実績と比較すると約370時間増加している。字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合は77.9%で、字幕拡充計画の値（75%）を上回っている。

表1-1 NHK及び民放キー5局の字幕拡充計画

字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合（系列局が制作する番組を除く）

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
日本放送協会	67.6%	71.3%	75.0%	82.0%	88.0%	94.0%	100%	—
日本テレビ放送網（株）	9.9%	15.0%	17.6%	25.3%	33.0%	45.8%	58.6%	84.2%
（株）東京放送	13.9%	22.0%	28.1%	34.6%	46.8%	59.0%	71.1%	85.3%
（株）フジテレビジョン	8.9%	20.6%	29.4%	36.6%	47.8%	58.1%	66.8%	88.3%
全国朝日放送（株）	6.1%	20.8%	33.3%	46.3%	60.0%	70.0%	80.0%	90.0%
（株）テレビ東京	6.0%	9.7%	13.3%	14.9%	20.7%	32.8%	52.9%	80.4%

総放送時間に占める字幕放送時間の割合

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
日本放送協会	19.8%	20.6%	26.0%	32.0%	35.3%	38.6%	41.9%	—
日本テレビ放送網（株）	3.2%	6.0%	12.5%	14.3%	16.1%	19.1%	22.1%	28.0%
（株）東京放送	3.6%	6.9%	11.1%	15.3%	20.3%	25.1%	29.1%	35.3%
（株）フジテレビジョン	3.7%	7.3%	10.7%	13.5%	18.5%	22.3%	25.2%	32.0%
全国朝日放送（株）	2.4%	5.7%	11.2%	16.8%	22.0%	26.5%	30.1%	32.3%
（株）テレビ東京	3.8%	4.7%	7.6%	9.3%	13.1%	18.0%	26.1%	37.1%

注）2001年10月現在のレギュラー番組編成表を基にすることを前提として作成。

出典）総務省「字幕放送等の充実に向けて——平成14年度実績調査の公表」2003年

表1-2 字幕番組等の制作費助成実績（単位＝千円）

	番組本数	助成金額		
		衛星放送受信 対策基金	一般会計から の補助金	合 計
1993年度	29	4,020	—	4,020
1994年度	202	29,245	—	29,245
1995年度	188	18,464	—	18,464
1996年度	150	18,775	—	18,775
1997年度	950	19,750	107,442	127,192
1998年度	938	13,285	110,279	123,564
1999年度	60	7,668	373,632	381,300
2000年度	4,910	10,480	433,500	443,980
2001年度	5,168	19,141	433,500	452,641

出典）次世代字幕研究会『次世代字幕制作研究会報告書』2002年

表 1 - 3 字幕放送の放送時間・割合

	2001 年度			2002 年度		
	放送時間	割合 1	割合 2	放送時間数	割合 2	割合 2
NHK（総合）	2,002 時間 20 分	22.9%	73.4%	2,375 時間 20 分 (6 時間 55 分)	27.1%	77.9%
NHK（教育）	1,158 時間 50 分 (43 時間 06 分)	13.4%		1,565 時間 08 分 (30 分)	18.1%	
日本テレビ放送網（株）	523 時間 38 分 (17 時間 45 分)	6.0%	13.2%	1,160 時間 14 分 (205 時間 45 分)	13.3%	23.9%
（株）東京放送	650 時間 26 分 (110 時間 55 分)	7.5%	22.1%	990 時間 21 分 (131 時間 50 分)	11.4%	32.1%
（株）フジテレビジョン	670 時間 17 分 (83 時間 44 分)	7.8%	20.3%	1,134 時間 00 分 (69 時間 07 分)	13.3%	35.5%
全国朝日放送（株）	438 時間 07 分 (86 時間 45 分)	5.2%	15.6%	1,078 時間 30 分 (90 時間 15 分)	12.3%	33.3%
（株）テレビ東京	416 時間 17 分 (67 時間 02 分)	4.9%	9.6%	694 時間 26 分 (98 時間 50 分)	8.2%	14.4%
民放キー 5 局	2,698 時間 45 分 (366 時間 11 分)	6.3%		5,057 時間 31 分 (595 時間 47 分)	11.7%	

注 1）割合 1 は「総放送時間に占める字幕放送時間の割合」、割合 2 は「字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合（系列局が製作する番組を除く）。

注 2）放送時間の（ ）内の数時は、再放送の際に新たに字幕を付与した時間。

出典）総務省「字幕放送等の充実に向けて ― 平成 14 年度実績調査の公表」、同「字幕放送等の充実に向けて ― 平成 14 年度実績調査の公表」より作成。

民放キー 5 局については、最も放送時間の長い日本テレビが 1,160 時間、最も短いテレビ東京が 649 時間、5 局の合計放送時間は 5,057 時間 31 分である。前年度の実績と比較すると各局が数百時間の増加を行い、5 局の合計放送時間はほぼ倍増している。字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合（系列局が製作する番組を除く）は、最も割合の高いフジテレビが 35.5%，最も割合の低いテレビ東京が 14.4% である。放送時間と同じく多少の格差が見られるが、全局が計画値以上の割合を達成している¹⁰⁾。

2000 年にはニュース番組、スポーツ中継等の生番組へ字幕を付与するリアルタイム字幕放送の試みが開始され、放送時間増加の一要因となっている。ただし、事前に字幕を制作することができる収録番組とは異なり、字幕制作が技術的に困難であるため「字幕付与可能な番組」

として捉えられていない生放送のニュース番組は、最も利用者から字幕の付与を求められていた番組である。リアルタイム字幕放送の意義は、単に放送時間の増加に止まるものではない。また、1997 年当時の状況をもとに「字幕付与可能な放送番組」を定義し、それら全てに字幕を付与することを目標としている上記の「字幕放送の普及目標」には、必要に応じて見直しを行っていくことが求められている¹¹⁾。

NHK は 2000 年 3 月より「ニュース 7」へ、その後民放では日本テレビ「NNN ニュースダッシュ」、フジテレビ「FNN レインボー発」への字幕付与を開始した。現在、実施社数、番組数はともに増加している。またニュース番組の他には、「紅白歌合戦」(NHK)、「ソルトレーク冬季五輪開会式」(NHK)、「プロ野球中継」(日本テレビ)といった社会的に注目度の高い生番組へ字幕が付与されている。

リアルタイム字幕の技術については、NHKはコンピュータがアナウンサーの声を自動的に字幕へ変換する音声認識技術、日本テレビは「スピードワープロ研究所」の高速入力に応用した「リアルタイムキャプションシステム」、といったように各社が独自に技術を開発・採用している¹²⁾。ただし、これまでに、同音異字の変換ミスなどいくつかの問題も発生しており、技術開発は発展途上の段階にあるといえる。木村紀征はリアルタイム字幕の制作技術に関する今後の課題として、「ニュースやスポーツ、バラエティー、討論番組等ジャンルごとに取り入れるシステムを検討し、思い切った要約と省略を加えて、正確な字幕を送出する仕組みを構築する必要がある」と指摘している¹³⁾。

漢字と平仮名の混合や同音異字の存在といった特性を持つ日本語に比べ、アルファベットは音声から字幕への変換が容易であるという条件の違いはあるが、日本とは異なり米国ではすでに生番組へのリアルタイム字幕付与が当然のように実施されている。また、アメリカ障害者法（ADA）をはじめとして、テレビデコーダー回路法による13インチ以上の全てのテレビへの字幕デコーダー内蔵の義務化（1993年）、電気通信法による字幕放送の義務化（1996年）などにより、主要ネットワーク（CBS、NBC、ABC、フォックス等）や、主なケーブルテレビチャンネルの番組の90%以上（プライムタイムはCMを含めほぼ100%）に字幕が付与されている¹⁴⁾。日本の字幕放送事情は大きな進展をみせているが、米国や同じように字幕放送制度が充実している英国と比較すれば明らかに大きく遅れた状態にあるといえる¹⁵⁾。

「字幕付与可能な番組」としては捉えられていないニュース等生番組は、リアルタイム字幕

放送技術の開発によって、すでに一部は字幕付与可能な番組となっているが、日本語の特性を考慮すれば、米英の水準に達するにはかなりの時間を必要とするものと思われる。しかし、高齢化による加齢難聴者の増加や、日本に在留する外国人の増加など、字幕放送利用者¹⁶⁾の増大が予想される中で、字幕付与可能な番組に限らない放送時間の拡充は不可欠である。NHKや民放キー5局に限らずローカル放送局や独立U局（全国ネットワークをもたない、極超短波帯の周波数を使用する放送局）に対しても、積極的な字幕放送の実施が求められるべきであろう。

（2）手話放送の停滞

手話放送とは、台詞やナレーションなどの音声を手話通訳者による手話によって表現し、テレビ画面の一部（または全部）を用いて表示する放送であり、字幕放送と同じく聴覚障害者・難聴者のテレビ放送へのアクセス手段となっている。

秋山隆志郎によれば、日本における手話放送の取り組みは、「昭和40年代からテレビに手話をつける試みが行われてきたが、全国向けの手話定時番組は昭和52年に始まったNHKの『聴覚障害者の時間』が最初である。その後民放では『てれび寺子屋』（ママ）、『あまから問答』などが手話付きで放送されるようになり、平成2年からはNHKの手話ニュースが開始された」¹⁷⁾。また秋山はNHK（教育）「手話ニュース」について、「聴覚障害者の生活情報としてかなり定着してきており、聴覚障害者にニュースを伝えるだけでなく、日本の社会全体に聴覚障害者問題を考えさせるきっかけとなったこと、手話の普及や標準化に役立ったことなど、耳のきこえない人への情報保障と社会の啓蒙に

表 1 - 4 手話放送の放送時間・割合

放 送 局	2001年度		2002年度	
	放送時間	放送割合	放送時間数	放送割合
NHK（総合）			31分	0.01%
NHK（教育）	181時間40分	2.1%	179時間01分	2.1%
日本テレビ放送網（株）	16時間45分	0.19%	16時間15分	0.19%
（株）フジテレビジョン	31時間25分	0.37%	28時間45分	0.34%
（株）テレビ東京	21時間40分	0.25%	30分	0.01%
民放キー5局	69時間50分	0.2%	45時間30分	0.1%

出典）総務省「字幕放送等の充実に向けて ― 平成14年度実績調査の公表」，同
「字幕放送等の充実に向けて ― 平成13年度実績調査の公表」より作成。

果たした影響は大きい」と評価している¹⁸⁾。この「手話ニュース」やフジテレビ「テレビ寺子屋」は現在も放送が継続されており，その他に民放キー5局の手話放送には，日本テレビ「ニュース・サンデー」などがある。

これらの手話放送における手話の表示形式は，画面の下部に表示されるという点では概ね単一的である字幕の表示形式とは異なり，番組によって異なっている。例えば，NHK（教育）「手話ニュース」では，画面の大部分を用いて手話通訳者が映し出されており，手話を用いることを前提として番組が構成されている。一方，フジテレビ「テレビ寺子屋」では，字幕と同じように，画面の片隅を用いて手話（手話通訳者）を表示している。手話放送の多くはこの形式である。

民放の手話放送実施社数は，2002年度は127社中98社であり，わずかではあるが前年度より減少している。放送時間はNHK（教育）が179時間01分，民放キー5局の中で最も放送時間の長いフジテレビは28時間45分であり，全体の中でNHK（教育）が極端に高い実績を残している¹⁹⁾（表1-4）。放送時間は概ね減少傾向にあり，着実な拡充をみせている字幕放送とは対照的である。

行政の支援としては，字幕放送と同様の番組

制作費に対する助成制度があり，2002年度には50以上の番組に助成金が交付されている。しかし，手話放送の拡充を目的とした特別の施策はなく，『平成14年度版 情報通信白書』において「視聴覚障害者向け放送番組の充実」²⁰⁾に触れている箇所でも，手話放送に関する言及はない。また，ローカル放送局や独立U局を含めた民放局の手話放送には，上記の「テレビ寺子屋」などの例外もあるが，テレビ大阪「桂小米朝のハートフル大阪」やKBS京都「府政ほっと情報！」といった自治体や公共団体関連の広報番組が非常に多い。ニュース番組や行政情報番組に手話を付与して放送すること自体は必要であるが，全体的にみた場合，手話放送の番組内容には偏りがあるといえる。

手話放送の放送時間・番組内容は字幕放送のそれと比較し，明らかに貧困な状態にある。手話放送を実施するには，音声を手話によって表現する専門的な能力を備えた手話通訳者が必要である。手話放送の放送時間を現在の字幕放送の水準にまで引き上げようとするれば，この手話通訳者の絶対数は明らかに不足している。また，聴覚障害者に加え日本語に不慣れな外国人など，幅広い人々を対象としている字幕放送と，手話を用いているであろう聴覚障害者のみを対象とした手話放送では，想定される利用者数に

大きな差があることも事実である。

手話放送の貧困状況の背景には、放送事業者が抱えるこうした困難があり、単純に字幕放送と比較して手話放送の現状を批判することは現実的ではないのかもしれない。しかし、聴覚障害者といっても、失聴の時期、聴力障害の程度、教育環境などによって、コミュニケーション手段は異なっている。難聴者・中途失聴者の多くは、手話ではなく、文字を中心的なコミュニケーション手段としている。しかし、先天性ろう者の圧倒的多数は日本手話を第一言語としており、文字を読むことを苦手とする人も少なくない²¹⁾。

こうしたことを踏まえれば、手話通訳者の不足や、利用者数の違いといった事情をもって、手話放送の現状維持を無条件に許容することはできない。あくまで放送事業者および行政には手話放送時間の増加・番組内容の多様化に向けた着実な努力が求められる。現在、フジテレビが日立製作所と共同で取り組んでいる「リアルタイムCG手話放送サービスシステム」の研究・開発²²⁾は、そのわずかな芽生えとして捉えることができよう。

2. 聴覚障害者向け専門放送「目で聴くテレビ」

（1）特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構と「目で聴くテレビ」の誕生

放送における聴覚障害者の情報環境の整備は、1章でみたように地上波を利用する一般放送事業者による、字幕放送の拡充を中心とした対応が、手話放送の停滞といった課題を抱えながらも、一定の前進をみせている。

しかし、一方では1990年代前半から聴覚障害者団体などが独自に、聴覚障害者自身による、

聴覚障害者への字幕と手話による情報発信を専門とするCS放送を実現すべく活動を展開していた。一般放送事業者による対応を要望するに止まらず、聴覚障害者団体が独自の放送を標榜するに至った主要な契機は、阪神淡路大震災発生直後のテレビ放送にあった。

震災が発生した1995年当時の字幕放送・手話放送の実施状況は極めて貧困であったが、それに加えてNHKは教育テレビを使用して安否情報の提供に対応したため、聴覚障害者の主要な情報源のひとつである「手話ニュース」（NHK教育）は震災発生後の4日間は放送されないという事態に陥った。このため、聴覚障害者にとっては避難命令などの重要な情報の入手が非常に困難な状況となり、命の危険にさらされることもあったという²³⁾。

こうした状況に直面することによって、聴覚障害者のニーズへの対応を軽視していると考えられる地上波放送に対し、補完的であり対抗的であるような放送を障害当事者自身によって実現させることは、より緊急の課題として認識されることとなった。そのために必要とされたのは、地上波と比較し参入の容易なCS放送の存在であった。ハード・ソフト一致を原則とする認可枠組があり、ばく大な資金を必要とする地上波放送には、現実的に新規参入の余地はほとんどないといえる。しかし、受託放送事業者（ハード）と委託放送事業者（ソフト）の分離、という認可枠組みが法制化されていたCS放送は、地上波ほどの資金も必要とせず、多様な事業者による参入が可能であった。

震災発生前から活動を開始していた財団法人全日本ろうあ連盟（以下、ろうあ連盟と省略）は、三菱財団社会福祉事業より「通信衛星による聴覚障害者専用放送の実験並びに調査研究」

への助成金（1千1百万円）を得て、1995年12月と1996年3月の2回にわたって、緊急放送実験を実施している²⁴⁾。そして1998年9月には、ろうあ連盟に加えて聴覚障害者団体である社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（以下、全難聴と省略）、株式会社アステムが参加して組織された「CS聴覚障害者予備実験放送統一機構」を放送主体とし、字幕と手話によって聴覚障害者に向けて情報を発信する「目で聴くテレビ」の予備実験放送を開始した。

この当時は、「目で聴くテレビ」専用のアナログ受信機が設置されている、全国の聴覚障害者情報提供施設や、ろうあ連盟と全難聴の両団体加盟組織の事務所等において、毎月1回の放送日に多くの人が共同で番組を見るという形態であった²⁵⁾。しかし、2000年4月のデジタル放送への移行にともないデジタル受信機「アイ・ドラゴン」の一般発売が開始され、受信機を購入することによって各家庭での番組受信が可能となった。2002年にはバージョンアップした受信機「アイ・ドラゴン」²⁶⁾が開発・販売され、2003年9月現在の普及台数は予約を含めて約3,200台である。販売価格は8万9800円と高価であるが、厚生労働省より「身体障害者日常生活用具」に指定されたため、身体障害者手帳を持つ聴覚障害者は、各市町村で申請手続きを行えば約15,000円の工事費のみでの入手が可能となった。そのため、普及台数は大幅な増加傾向にある²⁷⁾。

放送主体である「CS聴覚障害者予備実験放送統一機構」は、2000年4月の名称変更を経て、2001年5月には特定非営利活動法人として承認され、「特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構」（以下、統一機構と省略する）となり現在に至っている。統一機構は前身の放

送主体に参加していた3組織に加え、宇宙通信株式会社や聴覚障害者情報提供施設など複数の組織によって構成されている。理事は個人としての参加ではなく、これらの各組織の中から選出されている²⁸⁾。各組織はそれぞれ独自の役割を持ち、例えばアステムは番組制作やアップリンク（衛星への送信）を担っており、宇宙通信はトランスポンダ（衛星に搭載されている中継器）を、一般の使用料金を大幅に下回る安価で提供している²⁹⁾。

株式会社アステムの大島雄三代表取締役（統一機構専務理事）は、震災によって聴覚障害者の情報環境の貧困状況が周知されたとはいえ、その現状は「障害者が一定して安心できる状況が整ってきたという段階」ではなく、「単に社会に責任問題をうんぬんして過ごすわけにはいかない実態」にあると述べている³⁰⁾。

上記の両社が、経営的には全くバランスしないにも拘らず、こうした活動に参加している背景には、この言葉に表れているような緊迫した認識がある。それは、平均的国民のニーズにしか対応してこなかった、主流メディアと郵政行政への挑戦として受けとることができる。また、両社の社会貢献活動としての統一機構への参加は、印刷メディアやインターネットと比較し相対的に高度な技術・設備が要求される放送メディアを用いた情報発信の、NPOによる継続的実践を可能としている不可欠な要因となっている。

（2）放送状況と番組内容

予備実験放送が開始された1998年9月には、1ヶ月に1回1時間半であった「目で聴くテレビ」のCS放送は、2003年4月より再放送を含めて1週間に6日放送されており、放送時間は大幅に増加している。

表2 - 1 CS放送「目で聴くテレビ」の番組表（2003年10月）

月	火	水	木	金	土
		1日 19:30 - 20:00 9/27（土）の再放送	2日日 21:30 - 22:30 9/30（火）の再放送	3日日 11:56 - 13:05 リアルタイム字幕放送 「ワイド・スクランブル」テレビ朝日系	4日 19:30 - 20:00 全国からのお便り「新潟県」
6日 19:30 - 20:00 目で聴く手話教室「ここがポイント手話指導」	7日 12:30 - 19:30 前週のリピート放送 19:30 - 20:30 目で聴くホットライン それいけ！くいしんぼ～熊本県 【新】那須英彰のコーナー 関東だより 街かどライブ～愛媛県 ジェスチャーノ（国際手話）	8日 19:30 - 20:30 10/4（土）の再放送	9日 21:30 - 22:30 10/7（火）の再放送	10日 21:50 - 23:10 リアルタイム字幕放送 「ニュースステーション」テレビ朝日系	11日 19:30 - 20:00 インタビュー 黒崎信幸さん
13日 19:30 - 20:00 目で聴く手話教室「ここがポイント手話指導」	14日 13:10 - 19:30 前週のリピート放送 19:30 - 20:30 目で聴くニュース解説 地域の話題～福岡県 どこでも新話～熊本県 地方の手話～青森県 チャレンジかおり 森壮也のやさしい経済のお話 街かどライブ～愛媛県 ジェスチャーノ（国際手話）	15日 19:30 - 20:00 10/11（土）の再放送	16日 21:30 - 22:30 10/14（火）の再放送	17日 13:51 - 15:49 リアルタイム字幕放送 「ザ・ワイド」日本テレビ系	18日 18:30 - 19:00 結城貢のオヤジの厨房 19:00 - 20:54 リアルタイム字幕放送 「プロ野球日本シリーズ第1戦」
20日 19:30 - 20:00 目で聴く手話教室「ここがポイント手話指導」	21日 12:30 - 19:30 前週のリピート放送 19:30 - 20:30 目で聴く法律相談所 なお子の気まま日記 緊急災害時における障害者対策 街かどライブ～愛媛県 ジェスチャーノ（国際手話） 【新】情報ボード（仮） 【新】まつりに行こう！	22日 19:30 - 20:00 10/18（土）の再放送	23日 21:30 - 22:30 10/21（火）の再放送	24日 13:51 - 15:49 リアルタイム字幕放送 「ザ・ジャッジ！得する法律ファイル」フジテレビ系	25日 19:30 - 20:00 パブリック・アクセス（ボランティアグループなどによる制作番組）
27日 19:30 - 20:00 目で聴く手話教室「ここがポイント手話指導」	28日 12:30 - 19:30 前週のリピート放送 19:30 - 20:30 関西歴史舞台「武寧王」ひと～山口県 地域の話題～福岡県 新話道場～熊本県 地方の手話～青森県 これからの動き 街かどライブ～愛媛県 ジェスチャーノ（国際手話） どこでもアウトドア	29日 19:30 - 20:00 10/25（土）の再放送	30日 21:30 - 22:30 10/28の再放送	31日 13:51 - 15:49 リアルタイム字幕放送 「ザ・ワイド」日本テレビ系	11月1日 19:30 - 20:00 全国からのお便り「京都府」

「目で聴くテレビ」の番組内容・放送時間は、各曜日によって大きく異なっている（表2 - 1）。1週間のプログラムは、30分の番組、60分の番組、これらの再放送、そしてリアルタイム字幕放送で編成されているが、火曜日に放送されている60分番組（19時30分～20時30分）がメインの番組である。この番組は複数のコンテンツで構成され、福祉情報、手話情報、聴覚障害者向けの生活情報、一般ニュースの解説、弁護士による法律相談、緊急災害時における障害者対策など、情報内容は多様である。特に手話に関するコンテンツはニーズが高く、全国各地の手話や新しい手話、国際手話に関するものが制作されている。また月曜日に放送されている30分番組「目で聴く手話教室－ここがポイント手話指導」も手話情報番組であるが、この番組は手話教室などで講師を務めている、ろう者を対象に制作されている。

月曜日の30分番組は毎週「目で聴く手話教室」で統一されているが、もう一つの土曜日の30分番組は、毎月第1週は地域情報番組「全国からののお便り」³¹⁾、第2週は特定の人物を紹介する番組「インタビュー」、といったように週によって番組が異なっている。また2003年10月より第4週は一般の人々が制作した番組を放送する「パブリック・アクセス」に充てられることとなった。これについては「目で聴くテレビ」の新たな試みとして今後の展開が注目される。

こうした「目で聴くテレビ」の番組は、全て字幕と手話で表現されている。字幕と手話は、とにかくあれば良いというものではない。表示位置、表示速度、大きさといったことを、番組内容に合わせて検討する必要がある。また、方言の扱い方など、音声言語の字幕変換における

要約方法も、その是非を含めて検討を必要とするものである。字幕・手話のあり方について「目で聴くテレビ」では、一般放送事業者のそれを模倣するのではなく、独自の検討を積み重ねている。

上記の自主制作番組に加えて、金曜日の放送は一般のテレビ番組のリアルタイム字幕放送に充てられている。以前は著作権者以外が一般のテレビ番組に字幕を付与するためには、非常に複雑で困難な著作権処理を行う必要があった。しかし2001年1月より、著作権法の改正³²⁾によって、文化庁長官より指定を受けた事業者は著作権者の許諾なしに番組へ字幕を配信することが可能となった。統一機構は2002年3月に指定を受けている。他には、「財団法人日本障害者リハビリテーション協会」と全難聴が指定を受けている。

両事業者によるリアルタイム字幕放送は、インターネットを利用してパソコンのモニターに字幕を表示するものである。統一機構の放送では、受信機「アイ・ドラゴン」の「リアルタイム字幕・手話とテレビ番組の一画面合成機能」によって、テレビ画面一つで映像と字幕の両方を見ることができる（図）。また、字幕と手話



図 「ニュースステーション」(テレビ朝日)のリアルタイム字幕放送(統一機構提供)

表2 - 2 CS「目で聴くテレビ」リアルタイム字幕放送の放送状況（2003年8・9月）

放送日	時間	番組名	放送局
8月7日(木)	11時56分 - 13時05分	ワイド・スクランブル	テレビ朝日系
8月13日(水)	21時50分 - 23時10分	ニュースステーション	テレビ朝日系
8月21日(木)	13時51分 - 15時49分	ザ・ワイド	日本テレビ系
8月27日(水)	18時56分 - 20時54分	プロ野球阪神巨人戦	日本テレビ系
8月28日(木)	19時53分 - 20時54分	奇跡体験! アンビリバボ	フジテレビ系
9月4日(木)	11時56分 - 13時05分	ワイド・スクランブル	テレビ朝日系
9月11日(木)	21時50分 - 23時10分	ニュースステーション	テレビ朝日系
9月18日(木)	13時51分 - 15時49分	ザ・ワイド	日本テレビ系
9月19日(金)	19時53分 - 20時54分	ザ・ジャッジ/得する法律ファイル	フジテレビ系
9月25日(木)	19時53分 - 20時54分	奇跡体験! アンビリバボ	フジテレビ系

表2 - 3 「目で聴くテレビ」の放送状況（2003年10月）

媒 体		曜 日・時 間
CS放送 (CS「目で聴くテレビ」)		月曜日19時30分 - 20時00分 火曜日12時10分 - 20時30分(再放送) 19時30分 - 20時30分 水曜日19時30分 - 20時00分(再放送) 木曜日21時30分 - 22時30分(再放送) 金曜日 番組によって異なる 土曜日19時30分 - 20時00分
地上波放送 (独立U局)	京都テレビ (目で聴くテレビKYOTO)	土曜日10時30分 - 11時00分 火曜日14時30分 - 15時00分(再放送)
	テレビ神奈川 (目で聴くテレビKNAGAWA)	月曜日10時00分 - 10時30分
	テレビ埼玉 (目で聴くテレビSAITAMA)	金曜日10時30分 - 11時00分 水曜日10時30分 - 11時00分(再放送)
ケーブルテレビ	洛西ケーブルビジョン	水曜日19時00分 - 20時00分
	近江八幡ケーブルネットワーク	火曜日7時30分 - 8時30分
	北上ケーブルテレビ	火曜日8時00分 - 9時00分 木曜日8時00分 - 9時00分(再放送)
	行田ケーブルテレビ	金曜日20時00分 - 21時00分 日曜日13時00分 - 14時00分(再放送)
	伊賀上野ケーブルテレビ	木曜日18時00分 - 19時00分 木曜日25時00分 - 26時00分(再放送)
	BAN-BANテレビ	火曜日7時00分 - 8時00分 木曜日7時00分 - 8時00分(以下、再放送)
		水・金曜日8時00分 - 9時00分 土・日曜日7時00分 - 8時00分 14時00分 - 15時00分

注) リアルタイム字幕放送は金曜日に加えて他の曜日でも放送されることがあり、その際は当該曜日のレギュラー番組の放送時間は変更されることがある。

の番組である「目で聴くテレビ」のリアルタイム字幕放送では、同時にリアルタイム手話も付与されている。これまでに、民放でレギュラー放送されているニュース番組や情報番組、社会的に注目度の高かった2002年サッカーワールドカップの一部の試合などが放送された(表

2 - 2)。

ところで現在、「目で聴くテレビ」はCSに加え、独立U局およびケーブルテレビでの放送が実施されている(表2 - 3)。ケーブルテレビへの番組配信は1999年4月より開始され、現在は6局のケーブルテレビ事業者によって放

表 2 - 4 テレビ神奈川「目で聴くテレビKANAGAWA」の番組表（2003年10月）

放送日	時 間	内 容
6日（月）	10時00分 - 10時30分	全国手話通訳問題研究集会 おしえて！介護保険 第6回「介護度と利用料」 ヘルシー体操 第10回 今日の手話 「体育祭」
13日（月）	10時00分 - 10時30分	全国手話研修センターオープニング記念「京都嵯峨野手話まつり」 おしえて！介護保険 第7回「ケアプラン作成」 ジェスチャーノ 第16回 今日の手話
20日（月）	10時00分 - 10時30分	関西歴史舞台「卑弥呼」 おしえて！介護保険 第8回「訪問介護」 季節～美多彌 今日の手話
27日（月）	10時00分 - 10時30分	全国高校生の手話によるスピーチコンテスト おしえて！介護保険 第9回「ろう者のホームヘルパー」 ジェスチャーノ 第17回 今日の手話

注）独立U局の一例として、テレビ神奈川「目で聴くテレビKANAGAWA」の番組表のみを掲載する。

送されている。放送日・放送時間は局によって異なっているが、番組内容については、各局がCSの60分番組（毎週火曜日放送）を放送している。

独立U局では、2001年4月よりKBS京都が30分の番組の放送を開始し、次いで2002年4月には新たにテレビ神奈川、テレビ埼玉が放送を開始した。独立U局では、CSとは異なった番組が制作・放送されている。字幕と手話で表現される番組であることに変わりはないが、健聴者の視聴を意識してナレーションやBGMも同時に挿入される。また番組内容についても、CS放送において評判の高かったコンテンツの再放送もあるが、各放送地域の特性が反映された番組や、手話に関する番組は初心者向けのものが放送されるといった特徴がある（表2 - 4）。

ケーブルテレビの「目で聴くテレビ」は、加入者が別料金を支払うことなく視聴できるチャンネルで放送されており、独立U局の地上波放送の視聴には特別な受信機の必要もない。その

ため両者における「目で聴くテレビ」の放送には、CS放送「目で聴くテレビ」の広報媒体として機能することも期待されている。

（3）放送の継続・発展に向けての諸課題

「目で聴くテレビ」の放送は、「予備実験放送」が実施されてからすでに5年が経過している。この間、放送時間は着実に拡充し、当初は団体関連の広報的な性格の強かった番組内容も多様化してきている。さらには、他の媒体での放送までもが実施されている。しかし放送主体である統一機構は、現在は1週間に1回程度のリアルタイム字幕放送を毎日実施することや娯楽コンテンツの制作など、新たな展開による放送の発展を模索している。そのため、番組制作環境・能力の向上、放送時間の拡充、リアルタイム字幕・手話配信に不可欠な手話通訳者・字幕オペレーターなどの高度な能力を備えた人材の育成といった課題への対応が求められている。今後さらに、一般視聴者の広い支持・共感を得るためには、テーマ設定や演出技術の向上

は不可欠であろう。

とりわけ、番組内容をより充実させ、聴覚障害者の視点を反映させるための対応としては、障害当事者の制作スタッフ・出演者の養成が重要視されている³³⁾。現在は、障害当事者の出演者としての活動としては、KBS京都で放送されている番組のメインキャスターなどがあるが、今後さらに多様な形式での出演者の増加が模索されている。また、それにもまして重要なのは、障害当事者のディレクターの養成であると考えられている。これまで、統一機構は2回のディレクター養成講座を実施している。しかし、応募者は仕事を持つ男性が多く、十分な時間を割くことができないために、順調とはいえない状況にある。そのため、現実的な対応として、まずは聴覚障害者団体の関係者などから、実際に活動できるディレクターを養成することに主眼がおかれている。

「目で聴くテレビ」の理念は、あらゆる場面で障害当事者が主体となる放送である。障害当事者の制作スタッフ・出演者の養成は、「目で聴くテレビ」のアイデンティティに関わる課題であるといえる。

また、こうしたことに加え統一機構は放送の継続にも関わる、財政基盤の確立という切実な課題を抱えている。

財政基盤の確立に向けての対策としては、各種助成や企業CMの獲得が不可欠であると考えられている。企業CMについては、過去に株式会社日立製作所のCMを放送した実績があるが、これはすでに終了している。また、各種助成団体による助成については、日本自転車振興会、社会福祉医療事業団、三菱財団、郵政互助会などの各種助成団体からの助成を獲得しているが、一部を除けば来年度以降の継続は未定で

ある。

字幕放送等の制作費については、1章で述べたように公的助成制度がある。「目で聴くテレビ」を放送している独立U局はこの制度を活用して助成金を得ており、この助成金の中から統一機構へ番組制作費が支払われている。しかし、統一機構は放送法上の放送事業者ではなく、通信事業者として活動しているため、助成金を直接受け取ることはできない。

各種助成金の獲得が十全であるとはいえない中で、統一機構は放送の有料化を進めている。無料配信であったケーブルテレビは、2003年4月より有料配信へ移行し、統一機構は各事業者から約2万円の配信料を徴収している。これによって放送実施社数は減少したが、配信料によって新たな財源が確保された。放送実施者数については、番組不足に悩むケーブルテレビ事業者も多いため、次第に増加していくものと考えられている。また、現在は無料配信であるCS放送も、2004年4月より1月300円程度の受信料の徴収が予定されている。専用受信機「アイ・ドラゴン」の普及拡大によって貴重な財源になるものと思われる。

3. 「目で聴くテレビ」における補完性と対抗性

(1) ユニバーサル・サービスの補完性

1章でみたように、一般放送事業者による聴覚障害者への情報発信は、字幕放送の拡充に傾斜し、手話放送は停滞状況にある。そこには、人材不足や想定される利用者数の格差といった背景がある。しかし、繰り返すが聴覚障害者といっても、コミュニケーション手段は一律ではない。難聴者・中途失聴者の多くは、手話ではなく、文字を中心的なコミュニケーション手段

とし、日本手話を第一言語とする先天性ろう者には、文字を読むことを苦手とする人も少なくない。聴覚障害者の放送へのアクセス手段としての手話と字幕の付与は、どちらも不可欠である。それは、アクセス機会の均等化を実現するための、放送のユニバーサル・サービスとして提供されるべきものであると考えられる³⁴⁾。

聴覚障害者のコミュニケーション世界を前提として制作される「目で聴くテレビ」では、字幕と手話が天秤にかけられることはない。今日のような手話放送の貧困状況が続く限り、字幕と手話で表現される専門番組の制作、一般のテレビ番組へのリアルタイムの字幕・手話配信の役割は極めて大きいといえる。

また、命に関わる緊急災害時においては、字幕と手話による情報提供が強く求められる。しかし、NHK（教育）「手話ニュース」の放送中止という事態が象徴しているように、阪神淡路大震災による被災過程において、それが果たされることはなかった。「目で聴くテレビ」誕生の契機はここにあった。そのため「目で聴くテレビ」の情報発信活動として、緊急災害時における障害者対策は、とりわけ重要視されている。阪神淡路大震災発生後は、1999年に東海村原子力施設（核燃料加工会社「ジェー・シー・オー（JCO）」東海事業所）での臨界事故が発生した。ここでも一般放送事業者による字幕・手話放送を用いた避難勧告などは十全には実施されなかった。このとき「目で聴くテレビ」では、事故の翌日の現地取材によって得た、事故発生を知らずに買い物に出かけたろう者へのインタビューを放送し、情報危機の状況を伝えている。臨界事故を経て、震災時における聴覚障害者の情報対策の必要性は、より強く認識されることとなった。

そして、2000年9月より、統一機構はろうあ連盟、株式会社アステムと共同で3回にわたる緊急災害時通信・放送実験を行った。京都市内を仮想災害地として実践的に行われた3回目の実験（2002年1月）では、1回目（2000年9月）、2回目（2001年9月）の実験結果を受けて、実験段階から実施段階への移行を目的とし、NHK（総合）とKBS 京都のニュース番組を対象にリアルタイム字幕放送や、緊急信号の送受信を行っている。また、これは「通信・放送実験」であり、インターネットや携帯電話を用いた通信による緊急信号の送受信の実験なども同時に行われている。統一機構では、緊急災害時における情報発信にあたって、放送と通信の両方を用いて対応するための体制を構築しているのである³⁵⁾。

実験終了の翌年の2003年5月には、東北地方で大規模な地震が発生したが、ここで統一機構は、急遽ニュース番組のリアルタイム字幕放送を実施した。全国の聴覚障害者情報提供施設からは、現地からFAXを通じて入手した安否情報を配信するなど、実験結果を踏まえ、情報危機を回避すべく、緊急の情報発信に対応した³⁶⁾。また災害発生時以外にも、CSのメイン番組（火曜日、19時30分～）において、1ヶ月に1回「緊急災害時における障害者対策」コンテンツを放送するなど、緊急災害対策情報を頻繁に提供している。

緊急災害時における情報発信は、命にかかわる緊迫したものであり、「目で聴くテレビ」はその対応力を常に試されているといえる。

日常的な情報へのアクセスのための字幕・手話の併用、緊急災害時における情報発信は、「目で聴くテレビ」が自らに課した主要な役割である。それは、市民・生活者から希少な電波

資源を託された，一般放送事業者が担うべきユニバーサル・サービスの不備への補完性として理解することができる。

（２）表現形式の対抗性

「目で聴くテレビ」では，以前は日本テレビから提供されていたニュース番組に字幕・手話を付与して放送していた。しかし現在は，一般放送事業者によるニュース番組への字幕付与の普及状況に鑑みて，すでに放送を終了している。仮に字幕・手話放送が急速に拡充し，今後こうした事態が頻発するならば，「目で聴くテレビ」の存在意義はなくなるものなのだろうか。当然のように，「目で聴くテレビ」は聴覚障害者向けの生活情報や緊急災害対策情報など，主流をなすテレビ放送が軽視しがちな情報を発信しており，この点にその存在意義をみることができる。しかし，それだけではない。ここで注目したいのは，手話表現に象徴される「目で聴くテレビ」独自の表現形式である。

テレビの主流をなす地上波放送と「目で聴くテレビ」の制作環境には，放送主体の目的，財政状況などに起因する多数の違いが存在している。こうした中で特筆すべきは，番組制作の担い手としての，障害当事者の存在の有無である。２章で述べたように，現在はディレクターの養成は，少数に止まっている。しかし，「目で聴くテレビ」は放送開始当初から，聴覚障害者自身が放送の主体となることを明確な理念としており，すでにキャスターとしての番組出演を含めた多様な制作過程において，障害当事者はスタッフとして携わっている。

一般の番組製作者を介さず，聴覚障害者自身が制作を担うことによって可能となるのは，情報内容のニーズに加えて，情報の表現形式に

対するニーズの，番組への反映である。「目で聴くテレビ」は，手話表現に象徴される，聴覚障害者の表現・コミュニケーション世界を前提に制作される。それは主流をなすテレビ放送の報道，娯楽，スポーツ，音楽といったジャンル別に約束された映像表現・演出形式とは様々な点で異なる表現形式で構成されている。顕著な違いは，情報の伝達速度，画面のサイズ，テキストや音楽の意味などに表れている。

こうして形成される「もうひとつの表現形式」は，一般放送事業者の不備を補完するに止まらない，対抗的な特性を形成するものであると考えられる。

巨大マス・メディア企業が支配している日本の閉塞的な放送システムおよびそれに慣れ親しんでいるわれわれ自身は，オルタナティブな表現および表現主体を（自覚的ではないにせよ）疎外しがちである。しかし，長期的で大規模な調査報道などマス・メディアが果たすべき役割がある一方で，主流文化に照準を合わせたマス・メディアには果たしえない役割があることを，「目で聴くテレビ」は実践的に示唆している。それは，「もうひとつの表現形式」の活用であり，それによって可能となる独自のコミュニケーション空間の形成である。

つまり，仮に全ての放送番組に字幕・手話が付与されたとしても，「目で聴くテレビ」が障害当事者による独自の表現形式を用いた情報の受発信によって，独自のコミュニケーション空間＝公共圏を形成するメディアであるなら，その存在意義は決してなくなる。そればかりか，多数の視聴者に照準を合わせたステレオタイプな表現形式を逆照射する可能性を持ったメディアであるといえる。

こうした「目で聴くテレビ」における表現形

式の特徴は、主流をなすテレビ放送の表現形式およびその背景としての文化への対抗性として理解することができる。対抗性の形成には、表現主体としての障害当事者の存在が不可欠である。

おわりに

本稿では、一般放送事業者による字幕・手話放送の現状を踏まえ、放送における聴覚障害者の情報環境の形成に果たす、独立メディアである「目で聴くテレビ」の役割・特性について考察した。それは、字幕と手話の併用や緊急災害時における情報発信にみられる、地上波を利用する一般放送事業者が担うべきユニバーサル・サービスの不備への補完性であり、手話表現に象徴される「もうひとつの表現形式」にみられる、主流をなすテレビ放送の表現形式およびその背景として文化への対抗性であった。さらに、こうしたことが提起するのは、地上波放送の、従来の視聴者像の再検討の必要性である。それは「放送の公共性」への問い直しを迫っているともいえる。

これまでの議論から提言するなら、障害者をふくめた社会の情報化政策に責任を有する当該行政とメディア企業、および研究者は、障害者向け「放送」と「通信」をどのように位置づけ、保障するのか、また「字幕放送」と「手話放送」との役割分担をどうすべきか、全体計画を示す必要がある。統一機構やその番組制作にかかわる人たちは、聴覚障害者や高齢者の受信実態、情報ニーズ、経済的負担能力などを調査しなければ、現実的な社会システムとして定着しないのではないかと。特に、番組の質にかかわるニーズを検討することが大切ではないかと。

「目で聴くテレビ」は、発展途上の段階であり、多くの課題を抱えている。それは何より「目で聴くテレビ」の送り手、そして受け手である人々によって自覚されていることである。しかし、NPOによるCS放送が継続的に行われていること自体、日本のメディア史において特筆すべきことであろう。

また、発展途上という意味では一般放送事業者による取り組みも同様である。これは単に字幕拡充計画が進行中であるという意味に限定されるものではない。デジタル時代の字幕放送技術や、放送技術研究所を持つNHKを中心に各放送事業者がリアルタイム字幕に関する技術開発を推進している。技術デザインのあり方が、どこまで利用者の立場に立ったものとなっているかを冷静に問う必要はあるが、いずれにせよ字幕放送を中心として、一般放送事業者による聴覚障害者への情報発信は、今後新たな段階を迎えようとしている。本稿ではこうした状況について十分に触れることはできなかったが、より包括的に放送における聴覚障害者の情報環境をみていくには、これらの調査・分析は不可欠である。それは今後の課題としたい。

注

- 1) 次世代字幕研究会『次世代字幕研究会報告書』2002年、6頁
- 2) 同上書、16頁
- 3) 米国、英国のような一定時間以上の字幕番組の放送の義務付けではなく、努力義務とされたことについて、旧郵政省の佐々木祐二は当時の日本における字幕放送の実施状況を踏まえ、「実施状況が低調であること、字幕放送の実施事業者が1割程度と対応能力の差が大きいこと、生番組等技術的に字幕を付すことができない放送番組があること」といった理由を挙げている。（佐々木祐二「字幕放送等に関する放送法の改正」

- 『放送技術』50巻7号, 1997年, 117頁)
- 4) 「字幕付与可能な放送番組」とは、ニュース等の生番組, 外国語の番組, 音楽番組などを除いた全ての番組である。
 - 5) 解説番組とは、音声多重放送によって視覚障害者向けに、映像内容を音声で解説する番組である。2002年度の解説番組の放送時間は、NHK（総合）が231時間36分、NHK（教育）が601時間09分、民放キー5局では日本テレビが81時間48分、テレビ東京が1時間48分であった（総務省「字幕放送等の充実に向けて——平成14年度実績調査の公表」2003年）。民放キー5局の中では、「火曜サスペンス劇場」（毎週火曜日21:03 - 22:54）の解説放送を実施している日本テレビが極端に高い実績を残している。
 - 6) 次世代字幕研究会, 前掲書, 17 - 18頁
 - 7) 字幕制作共同機構編『テレビ字幕制作ハンドブック——クローズドキャプションの基礎知識』2002年, 53頁
 - 8) 現在は全ての都道府県で字幕放送が実施されているが、字幕放送実施社数が14社であった1996年の時点では、28道県において民間放送事業者による字幕放送は実施されていなかった。（視聴覚障害者向け専門放送システムに関する調査研究会『視聴覚障害者向け専門放送システムに関する調査研究会報告書』1996年, 9頁を参照した。）
 - 9) 総務省, 前掲書
 - 10) 2001年度の実績は、民放キー5局では東京放送以外の4局は、字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の計画値を下回っていた。
 - 11) 次世代字幕研究会, 前掲書, 41頁を参照した。
 - 12) NHKのリアルタイム字幕の制作技術については、中村章「世界初のリアルタイム字幕放送」『月刊民放』32巻4号, 日本民間放送連盟, 2002年, 12 - 14頁, 日本テレビについては佐藤政治「情報バリアフリーとリアルタイム字幕」『新・調査情報passingtime』No.32, 株式会社東京放送, 2001年, 54 - 57頁を参照した。
 - 13) 木村紀征「日本の字幕放送の現状と課題」, NHK放送文化研究所『デジタル時代の字幕放送』2002年, 56頁
 - 14) アメリカの字幕放送については、C.ロジャー「米国における字幕放送の現状」（民放連研究所訳）『月刊民放』32巻4号, 2002年, 26 - 31頁, 田中博子「アメリカのクローズド・キャプション事情」NHK放送文化研究所『デジタル時代の字幕放送』2002年, 24 - 49頁を参照した。
 - 15) 英国の字幕放送については中村美子「イギリスの字幕放送事情」NHK放送文化研究所『デジタル時代の字幕放送』2002年, 5 - 23頁, が詳細に報告している。その他の諸外国の字幕放送についてはほとんど紹介されていないが、例外的に、視聴覚障害者向け専門放送システムに関する調査研究会, 前掲書, 14 - 21頁は、カナダ, フランス, ドイツなど, 米英を含めて8カ国の状況を報告している。
 - 16) 「日本語の字幕が付与されたテレビ番組を見ることは、日本語の理解・習得の助けとなると考えられる」ため、日本語を母国語としない人々は、今後増加するであろう字幕放送の利用者として捉えられている（清原慶子「字幕放送の意義と拡充計画実施における課題」『月刊民放』32巻4号, 2002年, 4 - 11頁）。
 - 17) 秋山隆志郎「テレビの字幕・手話放送の現状」『リハビリテーション研究』第82号, 日本障害者リハビリテーション協会, 1994年, 16頁
 - 18) 同上書, 17頁
 - 19) 総務省, 前掲書
 - 20) 総務省『平成14年度版 情報通信白書』2002年, 288頁
 - 21) 日本手話研究所編『日本語・手話辞典』財団法人日本聾唖連盟出版局, 1997, 13 - 15頁, 梅田ひろ子「『目で聴くテレビ』がめざす放送バリアフリー」津田正夫・平塚千尋編『パブリック・アクセスを学ぶ人のために』世界思想社, 2002年, 222 - 223頁を参照した。
 - 22) フジテレビは、放送バリアフリーに向けた「LIFE - CAST」（LIFELINEとBROADCASTを合わせた造語）プロジェクトを立ち上げており、「リアルタイムCG手話放送サービスシステム」の研究・開発はその一部である。これについては、大村卓・新井清志「<リアルタイムCG手話放送サービスシステム>番組に合わせてCG

- キャラクターが登場」『月刊民放』32巻4号，2002年，22 - 23頁を参照した。
- 23) 震災時の状況については，梅田ひろ子，前掲書，2002年，221 - 222頁を参照した。
- 24) 同上書，225頁を参照した。
- 25) 同上書，226頁を参照した。
- 26) 「アイ・ドラゴン」は，「目で聴くテレビ」の受信の他に，文字放送受信機として文字放送・字幕放送の受信，リアルタイム字幕・手話とテレビ番組の一面合成，緊急災害時における地域別の緊急信号の受信といった機能を持っている。
- 27) 以前から「文字放送受信機」は「身体障害者日常生活用具」として指定されており，文字放送受信機能を備えていた初代の受信機「アイ・ドラゴン」に対しても給付が行われていた。しかし，文字放送受信機の価格のみが給付の対象であり，現在のように全額の購入費用ではなかった。
- 28) 統一機構の，理事長は高田英一氏（「(財)全日本ろうあ連盟」常任理事），年間予算規模は02年度決算で約7000万円，専従職員は10人程度である。本文で紹介した他には，吉本興業（株），ケーブルテレビ衛星機構，日本障害者協議会などが理事を輩出している。
- 29) 「目で聴くテレビ」の放送には，CS通信衛星スーパーバードC号が用いられている。
- 30) 大嶋雄三「CS放送を活用した聴覚障害者向け緊急災害時通信・放送システムの取り組み」『ノーマライゼーション』2月号，日本障害者リハビリテーション協会，2002年，34 - 37頁を参照した。
- 31) 「全国からのお便り」や地方の手話などの全国各地の情報提供が可能なのは，全国26の都道府県に設置されている聴覚障害者情報提供施設が番組制作を担当しているためである。
- 32) 以下は，改正された著作権法の一部の抜粋である。
- （聴覚障害者のための自動公衆送信）
- 第三十七条の二 聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは，放送され，又は有線放送される著作物について，専ら聴覚障害者の用に供するために，当該著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信（送信可能化のうち，公衆の用に供されている電気通信回路に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。
- 33) 本稿の執筆にあたり，2002年12月から2003年9月にかけて，統一機構理事の梅田ひろ子氏（株式会社アステム専務取締役），障害当事者として番組制作を担っている大江さやか氏（梅花女子大学非常勤講師）を交えての研究会およびヒアリングを数回実施しているが，そこで2人が「目で聴くテレビ」の今後の課題として，財政の問題とともに最も強調していたのは，障害当事者による番組制作であった。
- 34) ユニバーサル・サービスとは，もともと民間の電話会社の経営方針（全国一律の電話サービスの提供）を説明する用語として登場したものである。放送のユニバーサル・サービスという場合は，全国あまねく放送の受信が可能であるか，アクセス機会は均等であるか，放送番組においてどのような情報が確保されるべきか，といったことが問われる。字幕と手話の付与（アクセス機会の均等化の手段）や，緊急災害時の情報（確保されるべき情報）は，地上波放送のユニバーサル・サービスとして提供されるべきものであろう。（菅谷実「放送のユニバーサル・サービスとは何か」『新・調査情報 passingtime』No.11，1998年，92 - 94頁を参照した。）
- 35) 大島，前掲書，34頁
- 36) これについては，坂井律子「CSによる障害者への災害情報伝達 — 5.26東北地震の事例から」『放送研究と調査』2003年，54 - 55頁を参照した。
- 1) リアルタイム字幕放送の図は，特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構より提供していた。
- 2) 本稿は，2002年度立命館大学産業社会学会研究助成による研究成果の一部である。

Aurally-Challenged People's Information Environment in Broadcasting: A Study of the TV Program "Me de Kiku TV"

KATO Hitoshi *

TSUDA Masao **

Abstract: This paper examines the present situation and the features of the "Me de Kiku TV (TV for the aurally challenged)," a broadcasting service for those who are aurally challenged. People are now aware that insufficient information is provided to those who are aurally challenged in modern Japan. There are two major ways to access information provided through broadcasting: tele-captioning and sign language. Major networks in Japan started tele-captioning widely since the Broadcast Act of 1997 was passed; however, sign language remained as a minor service. There is also a serious problem in major networks' broadcasting concerning aurally challenged people; they don't provide enough disaster information. They were particularly criticized for that when the Great Hanshin-Awaji Earthquake hit west Japan in 1995. Further bad news is that NHK, Japan's public broadcasting entity, has terminated "Shuwa News (news program with sign language)," the service for those aurally challenged. This situation naturally lead aurally-challenged people to recognize strongly the necessity of creating an alternative broadcasting service for the challenged. Then, in 1998, a nonprofit organization started the "Me de Kiku TV (TV for the aurally challenged)" through communications satellite. It is an exclusive service for the aurally challenged. Five years have passed since they started the service, and it is critical to review how they have resolved various problems.

Keywords: aurally challenged, "Me de Kiku TV", tele-caption, sign language, universal service, alternative way of expression, public sphere

* Graduate Student, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University

* * Professor of the Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University